●4 補償金の課税の優遇措置について

所得税の確定申告が始まりますので早めに税務署へご相談ください。 課税の特例等に関しては、『まちづくりニュース第13号』に掲載されていま すので、参考にされてください。

確定申告書の受付:令和3年1月25日(月)から同年3月15日(月)まで

●5 土地の売買や住所変更等について



事業に関する通知や書類等の送付先を把握しておく必要がありますので、土地区画整理事業施行地区内の土地について、下記のような権利変動等があった場合等は、当課まで届け出てくださるようお願いします。

- ①土地の売買、贈与、相続等により所有権を移転された場合
- ②土地の分筆や合筆をされた場合
- ③土地について抵当権などを設定された場合
- ④住所を変更された場合
- ⑤借地権の申告や内容の変更をされた場合

●6 建築行為等の制限について



新大村駅周辺土地区画整理事業の施行地区内では、土地区画整理法第76条の 規定により、建築行為等を制限しています。

- ①土地の形質の変更(土地の切り土盛りや舗装をするなど。)
- ②建築物・工作物(門・塀等も含まれます。)の新築、改装、増築
- ③重量が5トンを超える物件の設置、又はたい積

事業が完了する(換地処分の公告の日)までは、上記①~③の建築行為等をされる場合、許可申請が必要となります。

●7 仮換地証明書の発行について

仮換地に建物を新築して、法務局に登記する場合は、仮換地に関する証明が必要になります。また、土地を売買される場合や担保として融資を受けられる場合なども、 換地に関する証明が必要になることがあります。

その様な場合には、「仮換地証明書を発行(300円)しますので、当課まで申し出てください。

まちづくりニュース

[新大村駅周辺整備事業]

--第14号--

【令和3年1月】

【編集・発行】施行者: 大村市 (都市整備部 新幹線まちづくり課) 〒856-8686

長崎県大村市玖島一丁目25番地

TEL: 0957-53-4111 (内線 438 • 466) E-mail:sinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回、お知らせ致しました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業 に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

●ご挨拶

大寒の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 また、日頃より、新大村駅周辺のまちづくりに、御理解と御協力を賜り、誠にありがと うございます。

さて、九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)は、来年(令和4年)秋頃の部分開業に向けて、駅名も『新大村駅』に決定し、駅舎の建設工事が着々と進められております。

また、新大村駅周辺土地区画整理事業につきましては、段階的な基盤整備を行っているところですが、坂口植松線周辺の街区におきまして、昨年から順次、使用収益(土地を利用できる)を開始し、公共施設や住宅等の建設も行われ、新たなまちの形が目に見えつつあります。

今後も、事業の推進に取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



令和2年10月末頃のドローン画像

●1 審議会の開催状況について

令和元年度以降の土地区画整理審議会を下記のとおりご報告いたします。

● 第10回審議会 【開催日時】令和元年12月20日(金曜日)

【場 所】大村市役所 第10会議室

【主な内容】議題 ①仮換地指定の軽微な変更について

②仮換地指定の変更について(一部)

● 第11回審議会 【開催日時】令和2年9月30日(水曜日)

【場 所】植松公民館

【主な内容】報告事項 ①仮換地指定の軽微

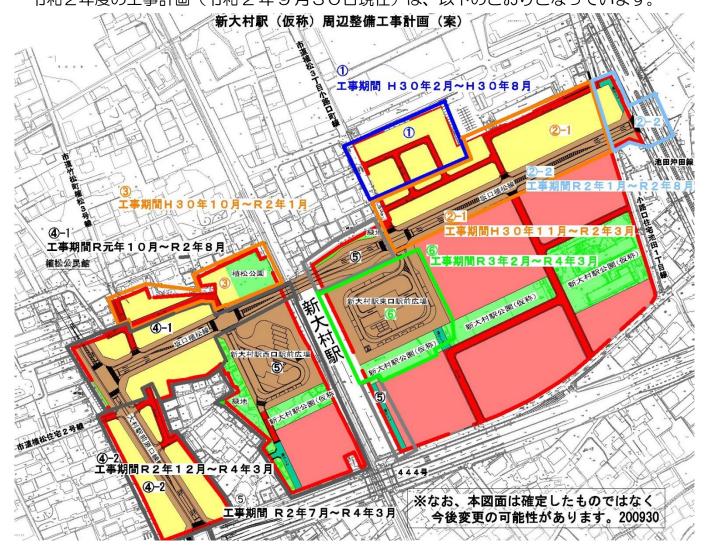
な変更について



※第11回審議会

●2 令和2年度の主な工事等の箇所や施工について

これまで土地区画整理法第98条の規定により土地の区画形質の変更または、公共施設の新設などに係る工事のため、仮換地の指定を行い、随時、工事を進めてまいりました。 令和2年度の工事計画(令和2年9月30日現在)は、以下のとおりとなっています。



●3 これからの事業の流れについて(予定)

これからの事業の流れ ※法とは、土地区画整理法 ① 仮換地の指定~引継ぎ(法98条) ・仮換地の指定を行い、仮換地を使用し、又は収益することが可能となったときに仮換地の引き継 ぎを行います。 成 2 ② 審議会委員の選挙(法57・58条) 9 年 ・土地区画整理審議会委員は、令和4年2月19日をもって5年間の任期が満了となりますので、 新たな委員の選挙を実施します。 度 令 和 道路・宅地などの工事、出来形確認測量の実施 3 が前地上の建物解体後、道路等や仮極地の工事を行っていきます。その後、工事の進捗にあわ 年 せ、順次、仮換地へ建物等を移転していただきます。 完成した道路(街区)や宅地(仮換地)の出来形を確認する測量を実施します。 出来形確認測量の成果に基づき、換地計画(案)を作成します。 令 換地計画(案)の作成(法86条・87条) 和 ・換地の位置、形状、新しい地番を記した図面、清算金の明細書を作成し、権利者の皆様にお知ら 4 せいたします。 年 度 換地計画の縦覧及び決定(法88条) 換地計画の内容を、権利者の皆様に2週間縦覧します。 縦覧が完了しましたら、県の認可を受けて換地計画が決定します。 換地処分の通知及び公告(法103条・104条) 令 ・決定した換地計画の内容を抵当権等を含めた、すべての関係権利者の皆様に通知いたします。 和 「換地処分の通知」が完了すると、県知事が換地処分の公告を行います。 5 年 度 区画整理の登記(法107条) ・換地処分に伴う土地及び建物の登記は、法の定めるところにより、大村市の嘱託で登記官が行う こととなっています。しかし、大村市が行う登記は表題部のみ(所在、地番、地目、地積)となる ため、相続や売買が発生した際の権利部の登記については、権利者等に行っていただきます。 令和 清算金の徴収・交付(法110条) ・工事や測量の結果による面積誤差や減歩緩和、私道等の換地付交付による評価額の過不足を権利 者の皆様に金銭で清算します。 年 度 ⑨ 事業の完了

※この流れについては、現時点における事業計画を基に作成したものであり、今後、事業の進捗状況により、変更になる場合があります。